

■子どもへのアンケートについて

項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1 回答方法	松原 拓郎 委員	小学校低学年は、デバイスの関係で、QRコードからの回答が難しいのではないかと。学校で一斉に実施した時に回答しにくい子どもや、家では家庭の状況によってデバイスで回答するのが難しい子どもがいることも考えられるため、フォローアップを検討する必要がある。	【第3回検討委員会で回答済】 小学校低学年の児童でも、タブレットによるQRコード読取の経験がそれなりにあることから、担任のフォローアップにより対応可能と考えています。なお、タブレットを使うのが難しい場合は、紙での回答も可能としています。
2 問1 質問	松原 拓郎 委員	「子どもの権利について知っていましたか？」という聞き方だとちょっと難しい気がするため、「子どもの権利という言葉を知っていましたか？」というくらいまで質問の仕方を下げた方がいい。	【第3回検討委員会で回答済】 令和6年12月に開催したワークショップでも、はじめに「子どもの権利」について簡単な講義を行い、その後に混乱なくグループワークを行うことができました。今回のアンケートでも、基本的な説明動画を視聴後に回答していただくため、質問は現状のままとさせていただきます。
3	山本 真実 委員	選択肢7、8、9は、子どもの権利条約に定められていることだが、休憩することも遊ぶことも子どもにとっては当然なことであり、勉強を保障するのは基本的な大人、社会の義務であるため、アンケートで聞くほどでもないのではないか。選択肢の項目数も多いので、項目を絞ってもよい。	問2については、子どもの権利について子どもへ周知する目的も含むため、当たり前のことであっても選択肢に残すこととします。ただし、選択肢の数が多いことから、選択肢7と8は「休憩したり、遊んだりすることができる」として1つにまとめます。
4	山下 敏雅 委員	いろんな子どもと接する中で、遊ぶことや休むことが権利だと知らない子どもがいたり、自分が望みたい学びができない子どももいるため、当たり前すぎる質問であっても残す必要があるのではないか。ただ、確かに選択肢の項目数は多いので、元々子どもの権利条約でも1つの条文であった選択肢7の「休憩することができる」と選択肢8の「遊ぶことができる」を1つにしてはどうか。	
5	武本 明日香 委員	選択肢がいっぱいあって、確かに読むのが面倒だが、「すべて子どもの権利です」と書いてあることで、知ることができるため、残しておいた方がよい。	
6	松原 拓郎 委員	選択肢9は、学業的に偏差値が高い教育を受けさせるという趣旨ではなく、教育への権利なので、単に「教育を受けられる」と記載すると趣旨がぼやけてしまう。自分が学びたいことについて学ぶ権利があるということを、アンケートの言葉として折り合いがつけられればよい。	
7	山本 真実 委員	子どもの権利条約での教育は、途上国や紛争地域での子どもの教育の権利のような意味合いなので、学びや学が権利といった、子ども側が教育をどう捉えるかというところでの言葉遣いの方がよい。	
8	山下 敏雅 委員	子どもは成長発達過程にあって、まだまだ知っている世界や社会が大人に比べて狭いところがあるので、子ども自身に興味がないことでも、先に生きている大人の側から他の世界や社会、ものの見方などを伝えることも、学びになる。自分の意思での学びだけでなく、様々なものの見方や知識を伝えるのも大人の責務である。	
9	松原 拓郎 委員	選択肢14の「大人が考えてくれる」という表現に違和感がある。最善の利益を考えるのは、大人の施しではなく義務なので、主語を入れ替えて「大人は子どもが一番幸せになれるように考える」のように、大人にとっての義務性のようなものを中心に書き換えてはどうか。	「教育を受けられる」の意図を考慮し、中学生以上の質問を「学ぶことができる」に変更します。小学生については、「学ぶことができる」という表現では理解するのが難しいと思われるため、変更せずに「ばんきょうすることができる」のままとします。
10 問8 選択肢	山下 敏雅 委員	選択肢が「家」、「学校」、「その他」、「ない」となっているが、学校はクラスや保健室、部活など様々な場所があるので、学校の中でも具体的な場所を自由に記載できるようにするのもよい。 また、家や学校だけが居場所として出ていると、子どもはフリースクールや児童館など、他の答えを書きづらくなってしまうので、選択肢の中でサードスペースや居場所のイメージを提示できるとよい。	本問では、子どもの居場所の有無を聞き、居場所がないと回答した子どもの理由を掘り下げ、安心できる居場所づくりの施策へ結びつけることを主眼としています。「学校」という選択肢の幅が広いことは承知していますが、できるだけ回答の負担を抑えるため、このままとさせていただきます。 子どもの居場所としてイメージできるよう選択肢に「公園」、「児童館(多世代交流センター)・コミュニティ・センター」、「習い事・塾」を追加します。

■素案(案)について

項目		委員名	ご意見概要	回答・対応	
1	前文の形式	山下 敏雅 委員	豊島区では、前文の上半分が子ども向けのメッセージになっていて、どうして条例を作ったのか、子どものことをどれだけ大切に思っているか、子どもが実感できるような文章になっている。せっかく三鷹市で条例を作るのであれば、子どもたちに向けてのメッセージの形を取り、子どもが聞いてなるほどと実感できるような表現や文体にしてほしい。大人向けの説明を入れる必要があるのであれば、前半を子ども向けのメッセージ、後半を大人向けの文章にするなど工夫してほしい。	子どもの権利を守るために大人が行う決意表明の意味を含めて、全世代向けの説明文、子どもへのメッセージの両方を入れる形式とします。事務局で作成した前文(案)をもとに、今後の検討委員会の中で内容表現や構成などについて、検討協議を進めていきます。	
2		北田 真理 委員	世田谷区の前文では、子どもが発信する形式を取っている。子どもに宛ててメッセージを送るのか、子どもが主体的に発信するのか、表現の仕方はいろいろあるので、検討が必要。		
3		山本 真実 委員	子どもたちは親や社会のしくみの中で生きることが前提となっており、幸福度も低い状況が続いている。そのような枠組みの中での条例にするのではなく、子どもの権利の価値が共有できるようなスタンスの書きぶりとするれば、社会の中で子どものいろいろなことを見守り、子どもが自由にいきいきしてほしいということが伝わるのではないかと思う。 また、いつも「子どもの権利を守るためのまちづくり」や「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができるまち」という言葉を使うが、それがどういうまちなのかをもっと具体的にイメージした形で書けるとよい。		
4		武本 明日香 委員	たまに人権教室で小学校へ行くと、子どもたちはすごく手を挙げて話してくれるので、子どもたちが主体的に発信する世田谷区形式の方が、三鷹の子どもたちに合っている気がする。三鷹の地域コミュニティは非常に発達していて、コミュニティ・スクールなども行っていることから、子どもたちは学校に地域の大人が入ってくることに慣れていているため、自分達で発信するというのは三鷹らしいと思う。		
5		松原 拓郎 委員	条例は、市民に対する約束なので、三鷹の大人たちが三鷹の子どもたちに、私たちはこういう約束をしますというメッセージを伝える、その場として前文を使うという形がいいのではないか。		
6	前文	北田 真理 委員	どのようなまち、社会がつくられるといいのかという観点では、寛容な社会が必要だということを常々感じている。子どもたちが自分の思うことを表現し、受け止めてもらえる土壌があると、いきいきのびのびしてきて、自己決定や自我の確立につながるの、そのようなことを見守れる寛容な社会が必要だと思う。 また、子どもに対する「大人」というと、親や学校などが出てくるが、今回は市でつくる条例であり、三鷹市がコミュニティを重視していることから、アクターとしての「市民」についても入れると三鷹らしさにつながるため、「市民」や「寛容さ」などの要素を前文に盛り込めるとよいのではないか。	子どもが自分らしく安心して成長できるように、地域の大人が子どもをあたたく見守るということを、前文(案)の中に盛り込みます。	
7	第1章	第4条	北田 真理 委員	基本理念の後に、いきなり第4条で子どもの権利の普及・啓発がきているが、個々の場所にくることに違和感がある。	「子どもの権利の普及・啓発」の条文を「第1章 総則」から「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」に、移動します。 ※第1章第4条⇒第4章第14条
8	第2章	第5条	山下 敏雅 委員	(2)で「差別や暴力を受けず、心身を傷つけられない」と1つにまとまっているが、子どもの権利条約の4大原則にも差別の禁止があり、男女差別や兄弟間差別、国籍ルーツ、障がいの有無、セクシュアリティなどいろんなものがあって、差別自体が(1)の「命が守られる」と同じくらい大きな問題なので、差別だけで1つ項目を作った方がよい。	【修正後】第2章第3条 「(2) 差別や暴力を受けず、心身を傷つけられない」を、「(2) 差別を受けないこと」と「(3) 暴力により、心身を傷つけられないこと」に分けて記載します。
9		第7条	山下 敏雅 委員	(5)で「年齢や発達に応じた生活習慣の取得につながる体験」という記載があるが、生活習慣の取得だけでなく、成長や発達に応じたいろんな意味で豊かな経験を積むことですてきな大人になっていくということだと思うので、限定し過ぎである。	【修正後】第2章第5条(6) 「年齢や発達に応じた生活習慣の取得につながる体験」という表現を「成長や発達に応じた体験」に修正します。
10		第8条・第9条	山本 真実 委員	空気を読んでしまったり、性格上の問題で意見があっても言えない子どもについても、周りの大人が気づいて、意見を言えるようにしてあげることは子どもの権利の1つである。三鷹市が、そのような大人側の気づきや促しを持っている自治体だということが、優しさや寛容さにつながると思う。 具体的な権利としては第8条、第9条で、意見を言えない子どもを救うということについては第20条でよいかと思う。今回の条例を作るに当たって、三鷹市の子どもたちに愛される権利や守られる権利といった部分を前文の中で出せるとよい。	
11	松原 拓郎 委員		・人格形成のために努力する権利を与えるから頑張りなさいという印象を与える。第9条で出てくる「自己実現」についても、もともと子どもの権利条約で指しているのは、成長、発達ということなので、子どもが自己実現や人格の完成を目指して頑張っていくのではなく、子どもの成長、発達のために大人が支援するというのが本質だということを打ち出した方がよい。 ・意見表明権については、子どもの意見に対して誠実に大人が応対するという責務の問題として捉えるべきであり、意見表明という部分を強調すると、副作用が心配である。 ・第8条の「他者を尊重しながら」の記述は必要ない。	【修正後】第2章第6条 ・「第2章 子どもの権利」では、子どもの意見表明権について記載し、「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」では、子どもの意見表明の環境整備や促進について記載しています。第6条、第19条の条文は現状のままとし、子どもの意見を大人が真摯に受け止めるということは、前文の中で表現します。 ・(2)の「他者を尊重しながら」の記述は、削除します。	
12	山下 敏雅 委員		・意見表明権については、そもそも意見を言っていないことを知らない子どももいるかもしれないので、まずは子どもが意見をいう権利がある、大人が受け止める義務があるということを条例の中で伝えられるとよい。意見を言いたくてもうまく言えない子どもへの支援を、確認的に第8条に書くこともありだが、意見を表明する権利があるということを前面に出すのがよいのではないか。 ・意見表明権に関わらず、すべての権利についてお互いを尊重しようという話であり、第8条の「他者を尊重しながら」の記述は入れるべきでない。	【修正後】第2章第7条 ・(2)の「自己実現のために」という表現を、「成長や発達の過程で」に修正します。	
13	北田 真理 委員	・第8条の「他者を尊重しながら」の記述には抵抗がある。 ・法的でない部分では、支援に手が届かない人、求めることができない人に対して「見守り」や「まなざし」というキーワードが使われている。法的に表すことが難しくても、このような発想は前文に盛り込めるのではないか。			

項目		委員名	ご意見概要	回答・対応
14	第2章 ・ 第4章	山下 敏雅 委員	第4章の第19条に記載されている居場所づくりについて、第2章には記載がないが、第2章と第4章は表裏一体の関係であり、子どもにとって安心できる場所、ほっとできる場所、1人ではないと思える居場所があるというのは非常に大事な権利なので、第2章にも入れた方がよい。	【修正後】第2章第5条 第5条の(3)として「安心できる居場所 で、自由な時間を過ごすこと」を追加しま す。
15	第3章	第12条 山本 真実 委員	(2)の「～可能な範囲で協力します」は後ろ向きな表現なので、「～協力します」 や「～協力するよう努めます」でもよいのではないか。言い方の語感の問題では あるが、こちらの意気込みでもある。表現を下げることなく強めに言う方がよい と思う。	【修正後】第3章第11条(市民の役割) 「～可能な範囲で協力します」という表現 を「～協力する」に修正します。  【修正後】第3章第10条(保護者の役割) (1)と(2)を一つの条文にまとめ、文末を 「～尊重し、～確保する」と言い切る形に 修正します。
16		第13条 山下 敏雅 委員	(1)の「保護者は～尊重するものとします」という表現について、「ものとします」 の意味を調べると、義務をワンランク柔らかくした表現となっていたが、ここは ワンランク下げてはいけないところだと思う。他の条文は「～します」という書き 方になっているし、他自治体では「～しなければならない」とまで書いている自 治体もある。人格を尊重することは例外的な義務なので、個々の表現は「～も の」としてではなく、はっきりと義務だと言うことが保護者に伝わるような形 にしたほうがよい。	
17		第12条 ・ 第13条 北田 真理 委員	子どもを育てる、守るのは誰なのか、という点について、第一義的な責任は親が 負うが、昨今の世の中では、親だけに押し付けられているので、社会で子どもを 育てていくという流れになってきている。そこで保護者に対する義務感をあまり 強いものにするというのは表現が難しい。また、市民に対する義務感をあまり強 くすると反発があることが想定されるが、社会全体で1つの目標に向けて条例 を作っていく上で、しっかり理念が示せるのであれば義務的に書いても構わな いのではないか。	
18		第4章 北田 真理 委員	第4章のまちづくりを担っていくのは、基本的には市という形で捉えられている が、そこに市民の役割をどこまで入れるかは、検討課題である。個人の尊重や差 別の禁止、子どもの成長や状況に応じた取組というのは、市だけが行うのでは なく、市民もそういう思いを持って取り組むことが必要なのではないか。アク ターが誰なのか、市民のことを含めて考えるとよい。	
19	第5章 第24条	松原 拓郎 委員	(2)では、具体的な権利侵害が起きた時に調査を行うという記載があるが、それ だけでなく、例えば(5)のところに、権利擁護についても職権調査ができるよう に記載を加えた方がよい。	【修正後】第5章第23条(5) 第23条の(5)に、「子どもの権利擁護に ついて、必要な調査を行い、」を追記しま す。
20	章の構成	山下 敏雅 委員	・第2章と第4章が離れていることについては、あまり違和感はない。まず子ども 側の視点に立って子どもの権利が出てきて、その権利に対応する形で親や子ど もにかかわる施設、市、事業者が子どもに対して負っている責務や役割、法律的 には義務が出てくる。その次に、広い意味でまちづくりという市の施策が出て くることで、一人ひとりが負っているものが輪になり、面になった形になって おり、違和感なく読むことができる。 ・子どもが義務を果たすから権利をもらえるのではなく、子どもの権利を大人が 保障しなければならない義務がある、ということが大きく誤解されている現状 を考えると、第2章に子どもの権利、第3章に大人の義務、というようにはっき りさせることが重要。 ・第5章で出てくる子どもの権利擁護委員が親や学校、保育園などとの関係で調 整活動をしていくことを考えると、権利義務との対応で、第3章に入っている ということは非常に大事である。	検討の結果、現状どおりの構成とし、第2 章と第4章が離れることで重複した印象 とならないよう、記載の仕方を工夫するこ ととします。
21		松原 拓郎 委員	第2章で権利が先に出てきて、そこから輪が広がっていくようなイメージで第3 章、第4章と広がっていくという構成になっており、そんなに違和感はない。	
22		北田 真理 委員	一般人目線を見た時に、第2章と第4章が重複していて少し違和感がある。大人 の感覚で読むと普通だが、子どもの感覚で読むと分かりづらくなっていないか。	
23		武本 明日香 委員	あまり違和感なく読んだが、確かに順番に読んだ時に、同じようなものが2回出 てきたと思う子どももいるかもしれない。	
24		山本 真実 委員	第2章と第4章はある程度近づけて、第3章を後ろにするというのもよいかと思 う。子どもの権利について書いた後に子どもの権利を守るまちづくり、具体的な 政策はこうしますということを書き、それを担う人、推進して関わっていく人は この人です、そのあとで権利擁護委員がいますという流れにするとしっかり来る のではないかと。	